平成２８年（フ）第４８号
兵庫県豊岡市下陰440番地の28、前住所兵庫県豊岡市下陰231番地の40
債務者　佐々木克已
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第４９号
兵庫県豊岡市下陰440番地の28、前住所兵庫県豊岡市下陰231番地の40
債務者　佐々木善子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県豊岡市下陰440番地の28、前住所兵庫県豊岡市下陰231番地の40
債務者　衣川　義行
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第８４号
鳥取県鳥取市河原町曳田680番地２
債務者　竹田健太郎
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３１号
宮崎市大橋２丁目46番地　オリノビル301号
債務者　齋藤留美子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第９号
沖縄県石垣市字白保232番地３　レジオン白保201号
債務者　岡　　克哉
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第２０号
大分県佐伯市大字長谷10753番地
債務者　佐藤　和義
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
大分県佐伯市7255番地２　市営女島団地８Ａ―26
債務者　山路芙佐子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２８年（フ）第１１３６号
名古屋市千種区自由ケ丘３丁目１番７―403号（はざま荘）
債務者　村山　明美
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６１号
大阪府枚方市船橋本町１丁目704番地
債務者　森　　敏光
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９０９号
大阪市西成区南津守７丁目12番44号コアレジデンス　108号
債務者　平田　由佳
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０８７号
大阪府門真市栄町15番５号　栄ロイヤルマンション１階102号
債務者　春名　重美
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３０号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目10番17号
債務者　藤野　　健
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１３１号
大阪府摂津市鳥飼新町２丁目10番17号
債務者　藤野　絵美
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１８９号
大阪府門真市柳田町18番19―301号
債務者　山口　利香（旧姓口元）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８３号
大阪市生野区巽中２丁目22番24号メロディーハイム巽301号、前住所大阪市生野区巽南３丁目４番17号
債務者　松原　清美
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３３０３号
大阪府吹田市古江台５丁目３番15―204号
債務者　長井　眞弓
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部